

14監査公表第1号

福岡市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第242条第3項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、同条同項の規定により請求書及び請求人に対する監査結果通知文を次のとおり公表する。

平成14年1月21日

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[福岡市職員措置請求書]

福岡市職員措置請求書

第1 請求の要旨

(1) 福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「周辺事業」という。）に関連することについて、本請求人は平成9年12月11日福岡市監査委員に対して、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求を提出した経緯がある。現在も、周辺事業を取り巻く住民感情に変化はない。

原因は、土地区画整理法施行令第67条の2（宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理を施行することができる者）の基本理念を無視した、地域住民に対する合意形成の手順の齟齬にあると思う。

(2) しかし、周辺事業に対する関係都市計画審議会の附帯条件は、履行されることなく事業計画の公告を行ない、現在、減価補償金による用地買収が進められている。平成13年7月31日現在の周辺事業の公共用地取得状況の情報開示を受けた。

(3) 先行取得用地の管理

施行区域20ヘクタール余の中に12の商業者団体と集合体である香椎商工連盟がある。本来、土地区画整理事業のため取得した用地の管理については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、地方自治法、福岡市行政財産使用条例、福岡市公有財産規則等の規定及びその判例、行政実例を逸脱するものであってはならない。

(4) 違法、不当に財産の管理を怠る事実「周辺事業にかかる取得用地の活用方針」平成13年5月8日施行手続の関係公文書の情報開示を求めたが、土地区画整理法の目的とする定義からして客観的に納得する公文書（公文書不存在通知書）は存在しなかった。

周辺事業施行のため、取得した土地は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した公有財産である。法的根拠のない理由や都合により条理に反して、「一厘事件判決」と同列に解釈して、市の責任に於いて管理すべき公有財産を第三者に委託管理（俗に言う管理の丸投げ）させた結果、物品販賣広場や無料駐車場となり、違法且つ不当な公有財産の管理状況となった。

(5) 以上のことから，福岡市公有財産管理責任者は，違法，不当に公有財産の管理を怠る事実があり，行政財産使用料を徴収することなく，市に損害を与えていることを改め，与えた損害額を市金庫に納入を求める。

(以上原文のまま記載。)

第2 請求者

住所 福岡市東区若宮1丁目22番24号

職業 無職

氏名 野間 順一

第3 別紙事実証明書(内容は省略)

- 1 平成13年10月19日付け福香振第132号公文書公開決定通知書及び公開した公文書
- 2 同公文書不存在通知書
- 3 同公文書公開決定期限延長通知書
- 4 平成13年10月31日付け福香振第132号公文書一部公開決定通知書
- 5 平成13年10月1日付け公文書公開請求書
- 6 第153回福岡県都市計画地方審議会(平成9年9月19日開催)における付帯意見
- 7 香椎駅周辺土地区画整理事業の公共用地取得状況
- 8 福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業(地図)
- 9 福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業 設計図(案)

[請求人に対する監査結果通知文]

福 監 査 第 2 7 2 号
平成14年1月18日

請求人 野間 順一 様

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

福岡市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)

平成13年11月19日付けで提出された標記の請求について，地方自治法第242条第3項の規定により監査を行ったので，同条同項の規定により，その結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要件

本件請求は，地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)

第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 請求の趣旨

福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業による福岡市東区千早5丁目2276番地13及び同2276番地34の先行取得用地（以下「本件取得用地」という。）の管理について、「香椎駅周辺土地区画整理事業にかかる取得用地の活用方針」を定め、みゆき通り商店街振興組合及び千早5丁目1区町内会（以下「受託者」という。）と維持管理協定を締結し管理の委託をした結果、物品販売広場や無料駐車場に使用されている。

よって、福岡市公有財産管理責任者である福岡市都市整備局長は、違法、不当に公有財産の管理を怠る事実があり、行政財産使用料を徴収することなく、市に損害を与えていることを改め、与えた損害額を市金庫に納入を求める。

2 監査対象事項

監査請求の趣旨から、「本件取得用地の管理について、自治法第242条第1項に規定する『違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実』に該当するかどうか」を監査対象事項とする。

監査にあたっては、次の主な事項について実施する。

- (1) 本件取得用地の管理が、違法又は不当なものであるか。
- (2) 本件取得用地の管理によって、損害が発生しているか。
- (3) 都市整備局長は、損害を支払うべきかどうか。

3 実地調査

本件取得用地の状況についての実地調査

4 事情を聴取した職員

都市整備局長並びに関係職員

5 関係人調査

みゆき通り商店街振興組合理事長及び同理事並びに千早5丁目1区町内会長

6 請求人の証拠の提出及び陳述

平成13年11月20日に請求人野間 順一氏から請求の趣旨を補足する事実証明書（写真）が提出された。

平成13年12月4日に請求人野間 順一氏に請求の趣旨を補足するため、意見陳述の機会を与えた。同日、香椎振興整備事務所職員と請求人との協議を記録した録音テープが提出された。

第3 監査の結果

本件請求については、以下のとおり理由がないものと認め、これを棄却する。

1 事実関係

監査した結果、確認した事実は次のとおりであった。

(1) 維持管理協定締結までの経緯

ア 平成13年2月15日に福岡市が株式会社ナフコから本件取得用地を買収した。

イ 平成13年5月8日に都市整備局は、「香椎駅周辺土地区画整理事業にかかる取得用地の活用方針」,「香椎駅周辺土地区画整理事業にかかる取得用地の活用方針のうち商店街の通りに面した取得用地の活用にかかる運用について」,「維持管理協定」を方針決定した。

ウ 平成13年5月18日にみゆき通り商店街振興組合理事長及び千早5丁目1区自治会長の連名で福岡市長あてに「香椎駅周辺土地区画整理事業のために福岡市が買収した土地(ナフコ香椎店跡地)の積極的な活用をお願い」を提出した。

エ 平成13年8月1日にみゆき通り商店街振興組合と千早5丁目1区町内会の連名で福岡市との間で維持管理協定を締結した。

(2) 維持管理協定

行政財産は、福岡市公有財産規則に基づいて、所管する局長が管理するものであり、事実行為である管理及び保存を委託することについて違法又は不当な事実は無かった。

維持管理協定の内容は以下のとおりである。

香椎駅周辺土地区画整理事業の施行のため福岡市が取得した下記の先行買収地の活用を図るため、維持管理にあたって、福岡市と受託者は下記の通り維持管理協定を締結し、各自一通ずつ保管する。

ア 維持管理の対象地(ナフコ跡地)

所在 福岡市東区千早5丁目2276番地13 面積 519.00㎡

所在 福岡市東区千早5丁目2276番地34 面積 16.00㎡

イ 維持管理の内容

受託者の行う維持管理の内容は、対象地が福岡市の行政財産であることに鑑み、対象地の維持及び保存に限ることとし、対象地を営利目的で使用してはならない。

ウ 維持管理の期間

平成13年8月1日から平成14年3月31日まで

エ 維持管理の条件

(以下省略)

2 実地調査

平成13年12月6日に、本件取得用地の管理状況について実地調査を行った。本件取得用地は、適切に管理されているものと確認した。

3 都市整備局の説明

本件取得用地の管理について、都市整備局に事情聴取を行った。

(1) 維持管理協定による委託の内容について

香椎駅周辺土地区画整理事業にかかる本件取得用地は、商店街という密集した市街地の中の土地であるという特殊性を踏まえ、本事業のPR広場に活用すること及び活力と賑わいの持続するまちづくりを推進するために積極的な活用を図ることとし、地元の公共的団体である住民団体・商業者団体の申し出に基づき最少限の費用で最大限の効果を上げることができ、かつ、夜間や休日の安全確保など生活する住民の立場に立った管理をすることができる最も適した手法であると判断し、無償にて維持管理を委託した。

また、地元が主催する祭りや催しなど地域の振興や商店街の賑わいを創出する行事も想定しており、具体的には個別案件ごとに協議することになっている。

(2) 「無料駐車場」と指摘された事例について

その経緯としては、本件取得用地に近接する、みゆき通り商店街入口の店舗改装工事のため、商店街内道路に工事用車両を駐停車する必要性が生じ、このまま工事施工することは、通行上支障となり、歩行者に対し危険であるとの理由から、受託者より、平成13年9月10日から平成13年10月6日の間に20日間、本件取得用地内に臨時的に収容したい旨の申し出が平成13年9月6日にあった。

申し出を受けて総合的に検討した結果、買物客をはじめとする歩行者の交通安全の確保はもとより、活力と賑わいの持続するまちづくりを推進する観点からも、維持管理協定の範囲内の活用と判断し、工事車両として必要最少台数1日4台、使用期間も必要最小限の20日間ということで確認し、これを遵守するよう指導した上で承認した。

その後、職員が定期的に巡回した時には特に問題はなかったが、平成13年10月4日に「ナフコ跡地（本件取得用地）が無料駐車場になっている」との、市民（本件請求人）から電話で通報があり、直ちに職員が現地に出向いて確認したところ、工事関係者の車両が13台駐車していたので、関係者を厳重に注意・指導し、4台を超えた車両を即時に退出させた。その後は、職員の巡回を増やすなど、より一層の監督を徹底して実施している。

本件取得用地内に4台を超えて収容したことについては、維持管理協定に基づき事前に承認した内容に反する行為であり、受託者に対して厳重に注意・指導し是正させた後は発生しておらず、正常な管理状態に戻っている。

(3) 「物品販売広場」と指摘された事例について

事例の発端としては、平成13年8月17日「ナフコ跡地で先日、物品販売をしていた」との、市民（本件請求人）から電話で通報があり、現場を調査したが事実を確認できなかったため、同日、受託者の代表を呼び、事実関係を確認した。

受託者からの聴取により、従来より本件取得用地前にある店舗の横の通路において、農作物を露天販売していた近くの農家の方が、通路所有者の都合で、急遽、平成13年8月11日（土）、12日（日）の2日間、通路の使用ができなくなったため相談を受け、緊急の使用ということで市には協議せず、受託している維持管理の範囲内の使用と独自に受託者が判断して、盆前の両日に限り本件取得用地の

前面部分で販売させていたということが判明した。

このため個人が維持管理地で物品販売を行ったということは、維持管理協定で禁止している「営利目的での使用」に該当すると考えられるので、これについては受託者に対して厳重に注意・指導し、相手方も了解した。その後は発生しておらず、正常な管理状態に戻っている。

4 関係人調査

本件請求にかかる維持管理協定の相手方であるみゆき通り商店街振興組合理事長及び同理事並びに千早5丁目1区町内会長に対して関係人調査を行った。

(1) みゆき通り商店街振興組合理事長及び同理事の説明

ア 維持管理について

最初は商店街の振興となるイベントなどいろいろな活用を想定して、平成13年5月に福岡市長あてに要望書を提出した。維持管理については組合員も日常清掃を行っている。経済振興局の「商店街賑わい支援事業」の助成金と商店街組合の会費でテント、ベンチや花壇を設置し、商店街の賑わいを失わないように努力している。しかし、イベントなどの活用は、本件請求があったこともあり、活用できないでいる。

イ 工事車両の収容について

店舗改装のため工事車両の駐車が必要であったが、人通りの多いみゆき通りと交通渋滞している香椎参道に停めることができないため、香椎振興整備事務所に相談した。店舗改装の工事は業者がいくつかあり、業者間の連絡が悪く4台を超える駐車となったと思う。4台を超える収容と確認したのは、香椎振興整備事務所の職員が来たとき(10月4日)だけである。また、駐車料は徴収していない。

ウ 物品販売について

本件取得用地前にある店舗の横で野菜を露天販売していた農家の方が、お盆前だけ使用できないため、町内会長と相談して本件取得用地で2日くらいならばいいだろうと思って使わせた。軽率だったが、これ以降は利用させていない。また、金銭などの使用料は徴収していない。

(2) 千早5丁目1区町内会長の説明

ア 維持管理について

平成13年3月3日にナフコが移転し、5月に当該用地の活用について要望書を提出した。管理協定が8月になったのは、整地に時間がかかったため、実際に利用できたのは9月からであった。

町内会としては地域の災害の避難場所、盆踊り、子ども会の廃品回収の収集場所等として使用することをお願いしたが、この使用の場合でも香椎振興整備事務所の承認を受けてくださいとのことだった。

1日2回、朝晩に清掃しているため、チリひとつ落ちていないほどにきれいに維持している。また、青少年がたむろしないようにベンチを夜間は倒すなど、

青少年の非行や防犯にも注意して維持管理している。

イ 工事車両の収容について

ビルに入店する店が改装工事車両の置き場がなく困っていたので、商店街振興組合理事長に相談してみるよう話した。

ウ 物品販売について

商店街振興組合に聞かないと町内会ではよくわからない。

5 監査委員の判断

- (1) 本件取得用地の維持管理については、都市整備局は活用方針を定め、地元住民団体・商業者団体に維持管理を無償で委託しているもので、その手続きに違法または不当な事実はない。
- (2) また、住民監査請求は、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を対象とするものであり、行政財産の使用許可、違法・不当な占使用の除去等は財務会計上の行為ではない。したがって単に無断駐車、物品販売行為を看過、放置したことについては監査の対象とならない。
- (3) なお、本件取得用地の財産的価値が損なわれている場合は、財産の管理を怠ったことになるが、都市整備局長以下関係職員の説明や実地調査から、本件取得用地及び従属物に毀損や財産の減少等の事実は確認できなかった。このため、財産の管理を怠ったとはいえない。
- (4) 次に、工事車両の収容、物品販売での使用については、目的外使用許可を与えたものではないため、自治法第225条及び福岡市行政財産使用料条例（昭和39年3月30日条例第42号）に基づく使用料が発生していない。したがって使用料の徴収を怠っていない。

よって、上記のとおり本件請求には理由がない。

なお、本件取得用地の活用について、その内容を維持管理協定書に明記していないなど、維持管理協定での活用の範囲や内容が明確になっていない。このため受託者に誤解を与え一部に不適切な使用がされるなど、結果として、商店街の賑わいの持続や事業のPRなどの本来の活用が縮小されている。したがって、本件取得用地の適正な活用を図るため、維持管理協定による活用の範囲や内容を明確にするよう都市整備局長に要望した。